

地方分権改革による権限移譲等への特別区の対応について

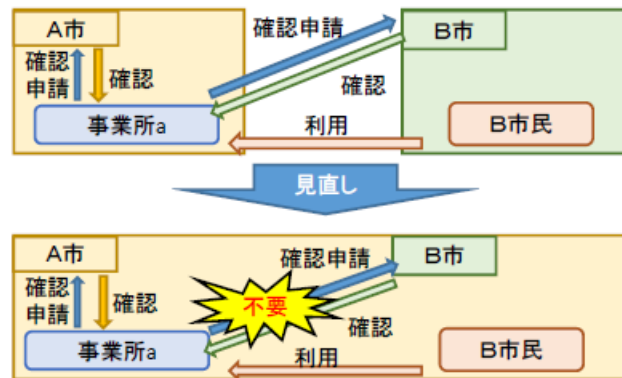
地方分権改革関連法の施行に伴う「事務・権限の移譲（第10次分）」への対応について、区への実質的な影響があるとされた法令について、各主管部長会での検討状況が取りまとめられた。

1 地方分権改革関連法に伴う特別区の対応

(1) 子ども・子育て支援法【緩和】 <施行日：公布の日から3月を経過した日>

ア 主な内容

定員20名未満かつ2歳児までの受入れを基本とする地域型保育事業を広域利用する場合の事業所所在地市町村以外の市町村の長による「確認」を不要とする。



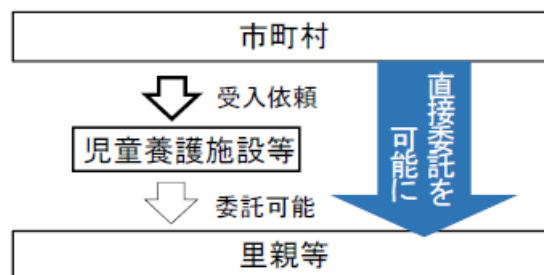
イ 特別区への影響

地域型保育事業を行う者に対する「確認」については、子ども・子育て支援法に基づき実施しており、今回の法改正による影響はないものと考えられる。ただし、地域型保育事業を行う者に対する確認に関する要綱により、みなし確認に関する規定を定めている自治体については、当該項目を削除する必要がある。

(2) 児童福祉法【緩和】 <施行日：令和3年4月1日>

ア 主な内容

子育て短期支援事業において、市町村が児童養護施設等を介さずに児童を里親等に直接委託し、必要な保護を行うことができるようにする。



イ 特別区への影響

既に協力家庭等を活用して本事業を実施している自治体については影響が少ないと考えられるが、新たに里親を活用して実施を検討する場合は、担い手の確保や事業スキーム構築のために里親業務を所管する東京都と協議等が必要になることも考えられる。

(3) 生活保護法【緩和】 <施行日：令和2年10月1日>

○ 改正事項1

ア 主な内容

教育扶助（学校給食費等）について、学校の長等に加え、地方公共団体の長等に支払うことを基本とする。

イ 特別区への影響

一部において学校給食費を公会計制度にしている区も見られるが、多くの区では現在も私会計制度であり、当面、今回の法改正による特段の影響はないものと考えられる。

○ 改正事項2

ア 主な内容

みなし指定介護機関について、介護保険法による指定の効力の停止が行われた場合に、連動して生活保護法による指定の効力を停止する。

イ 特別区への影響

みなし指定介護機関に関する生活保護法上の処分手続は、東京都が実施しているため、今回の法改正による事務処理や手続に係る影響は発生しない。

○ 改正事項3

ア 主な内容

生活保護費返還金等に係る収納事務について、地方公共団体の判断で、私人委託（コンビニ納付）を可能とする。

イ 特別区への影響

当該事務については、原則金融機関での納付書払いとしており、私人委託（コンビニ納付）については、課題を整理して検討していくため、今回の法改正による特段の影響はないものと考えられる。

2 提案募集方式による特別区提案について（令和2年6月1日提出）

(1) 住民基本台帳法上の届出の見直し

転入届・転出届・転居届等の住民基本台帳法上の届出について、電子申請が可能となるよう規定の整備を求める。

(2) 住所（住民基本台帳法）と住居地（出入国管理及び難民認定法）の届出規定の見直し

在留カード又は特別永住者証明書を所持する外国人について、「住所（住民基本台帳法）の届出」と「住居地（出入国管理及び難民認定法）の届出」の定義を同一とする旨の規定の整備を求める。

(3) 有料道路における障害者割引制度の是正

有料道路における障害者割引については、福祉事務所等で事前登録の手続を行っているが、他の公共交通機関と同様に、有料道路の管理運営を行う各社の窓口での障害者手帳等の提示により割引制度等を利用できるよう求める。

(4) 建築基準法第48条の特例許可を不要とする見直し

都市公園の区域内に専らその管理運営の用に供する公園施設として設置される管理事務所・倉庫等について、第一種低層住居専用地域等において建築基準法第48条に基づく特例許可を行わなくても建築することが可能となるよう規定の整備を求める。

(5) 建築基準法第48条の特例許可を弾力的に行えるようにする見直し

公園施設として設置される建築物の建築基準法第48条に基づく特例許可について、利害関係者からの意見聴取及び建築審査会の同意の要否や実施方法を条例又は規則で定めることができるよう規定の整備を求める。

(6) 家賃低廉化補助に係る制度の見直し及び当該補助対象者の基準の緩和

ア 家賃低廉化補助の対象となる専用住宅（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅）の登録について、謝金の内容及び金額の上限を設定した上で対象とするよう制度の見直しを求める。

イ 首都圏など家賃相場の高い地域は、家賃低廉化補助対象者の所得上限（158,000円）を公営住宅法の裁量世帯水準（214,000円）までとするよう基準の緩和を求める。

(7) 公営住宅における単身入居者死亡後の残置物の処分に関する規制緩和

公営住宅の単身入居者が家財を残したまま死亡し、相続人の存在が明らかでない場合、残置物の処分は、相続財産管理人選任の申立てにより対応することとなるが、当該手続に多くの時間と費用が発生し、効率的な運用が困難な状況にあるため、一定期間を定めて保管した後には処分ができる規定の整備を求める。